

令和5年度 大東市教育委員会 1月定例会 会議録

1. 開催年月日

令和6年1月30日（火） 午前10時00分～午前11時05分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- ・教育長 水野 達朗
- ・教育長職務代理者 太田 忠雄
- ・教育委員 齊藤 めぐみ
- ・教育委員 中野 健一郎
- ・教育委員 澤田 真由美

4. 出席説明員（14名）

- ・教育総務部長兼教育企画室長 北本 賢一
- ・学校教育政策部長 渡邊 良
- ・教育総務部総括次長兼学校管理課長 芦田 雄一
- ・学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 村島 正浩
- ・教育総務部次長兼教育総務課長 杉谷 明子
- ・教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・教育総務部教育総務課参事兼北条青少年教育センター所長 田中 廣信
- ・教育総務部兼学校教育政策部教育企画室課長 有東 良博
- ・教育総務部家庭・地域教育課長 長町 幸一
- ・学校教育政策部教職員課長 花澤 秀之
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課長 川阪 栄介
- ・学校教育政策部ICT教育戦略課参事 山本 和人
- ・学校教育政策部課長兼教育研究所長 浅井 裕子
- ・教育総務部教育総務課上席主査 勝又 瞬

5. 傍聴者 0名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第1号
令和5年度大東市一般会計補正予算（第8次）【教育関係】に係る意見聴取について
- 日 程 第 3 教委議案第2号
令和6年度大東市一般会計予算【教育関係】に係る意見聴取について
- 日 程 第 4 教委議案第3号
大東市基金条例の一部を改正する条例【教育関係】に係る意見聴取について
- 日 程 第 5 教委議案第4号
大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日 程 第 6 教委議案第5号
大東市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則について
- 日 程 第 7 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第4号

大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第12号の規定に基づき、大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和6年1月30日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

大東市立青少年教育センターの施設の使用制限に関する要件を追加するため。

大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日

教委規則第 号

大東市立青少年教育センター条例施行規則（平成14年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（使用の制限）

第4条の2 委員会は、本市内に住所を有する者その他委員会が認める者以外の者のセンターの施設の使用により条例第6条第3号に該当することを防止するため、条例第4条に定めるセンターの開館時間の一部において、その使用を制限することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大東市立青少年教育センター条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p>○大東市立青少年教育センター条例施行規則 第1条～第4条 (略) (使用の制限) 第4条の2 委員会は、本市内に住所を有する者その他委員会 が認める者以外の者のセンターの施設の使用により条例 第6条第3号に該当することを防止するため、条例第4条 に定めるセンターの開館時間の一部において、その使用を 制限することができる。</p> <p>第5条～第10条 (略)</p>	<p>○大東市立青少年教育センター条例施行規則 第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条～第10条 (略)</p>

教委議案第5号

大東市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則について

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項（同令第6条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、大東市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則を、次のとおり制定する。

令和6年1月30日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

就学すべき学校を指定する際の判断基準として、大東市立の小学校及び中学校の通学区域を定めるため。

大東市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（案）

令和 年 月 日

教委規則第 号

（目的）

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項（同令第6条において準用する場合を含む。）の規定に基づき就学すべき学校を指定する際の判断基準として、大東市立の小学校及び中学校の通学区域を定めることを目的とする。

（通学区域）

第2条 大東市立小学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。

2 大東市立中学校の通学区域は、別表第2のとおりとする。

（委任）

第3条 この規則に定めるもののほか、大東市立の小学校及び中学校の通学区域に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

学校名	通学区域
大東市立南郷小学校	赤井二丁目及び三丁目、太子田一丁目から三丁目まで、氷野四丁目並びに南郷町
大東市立住道北小学校	幸町、深野南町、曙町、三住町、浜町、住道一丁目及び二丁目、赤井一丁目並びに谷川一丁目及び二丁目
大東市立住道南小学校	新町、栄和町、末広町、扇町、川中新町並びに大野一丁目及び二丁目
大東市立四条小学校	大字野崎、野崎一丁目から四丁目まで、大字龍間、大字寺川、寺川一丁目から五丁目まで、大字中垣内及び中垣内一

	丁目から六丁目まで
大東市立四条北小学校	北新町、明美の里町、北楠の里町、中楠の里町、南楠の里町、西楠の里町、津の辺町及び南津の辺町
大東市立深野小学校	平野屋新町、深野北一丁目から五丁目まで、深野一丁目から五丁目まで並びに緑が丘一丁目及び二丁目
大東市立北条小学校	大字北條、北条一丁目から七丁目まで、学園町及び錦町
大東市立氷野小学校	御領一丁目から四丁目まで、氷野一丁目から三丁目まで及び大東町
大東市立泉小学校	中垣内七丁目、平野屋一丁目及び二丁目、南新田一丁目及び二丁目、泉町一丁目及び二丁目並びに御供田一丁目から五丁目まで
大東市立諸福小学校	諸福一丁目から八丁目まで、新田本町、新田東本町、新田西町、新田中町、新田旭町、新田北町及び新田境町
大東市立灰塚小学校	三洋町、朋来一丁目及び二丁目並びに灰塚一丁目から六丁目まで
大東市立三箇小学校	三箇一丁目から六丁目まで

別表第 2 (第 2 条関係)

学校名	通学区域
大東市立南郷中学校	赤井二丁目及び三丁目、太子田一丁目から三丁目まで、御領一丁目から四丁目まで、氷野一丁目から四丁目まで、大東町及び南郷町
大東市立住道中学校	中垣内七丁目、平野屋一丁目及び二丁目、南新田一丁目及び二丁目、泉町一丁目及び二丁目、御供田一丁目から五丁目まで、浜町、住道一丁目及び二丁目、新町、栄和町、未広町、扇町、川中新町、赤井一丁目並びに大野一丁目及び二丁目
大東市立四条中学校	大字野崎、野崎一丁目から四丁目まで、大字龍間、大字寺川、寺川一丁目から五丁目まで、大字中垣内及び中垣内一丁目から六丁目まで

大東市立深野中学校	北新町、明美の里町、北楠の里町、中楠の里町、南楠の里町、西楠の里町、津の辺町、南津の辺町、深野北一丁目から五丁目まで、深野二丁目から四丁目まで及び三箇四丁目から六丁目まで
大東市立北条中学校	大字北條、北条一丁目から七丁目まで、学園町及び錦町
大東市立谷川中学校	平野屋新町、幸町、深野南町、曙町、三住町、深野一丁目及び五丁目、緑が丘一丁目及び二丁目、谷川一丁目及び二丁目並びに三箇一丁目から三丁目まで
大東市立諸福中学校	諸福一丁目から八丁目まで、新田本町、新田東本町、新田西町、新田中町、新田旭町、新田北町及び新田境町
大東市立大東中学校	三洋町、朋来一丁目及び二丁目並びに灰塚一丁目から六丁目まで

大東市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項（同令第6条において準用する場合を含む。）の規定に基づき就学すべき学校を指定する際の判断基準として、大東市立の小学校及び中学校の通学区域を定めることを目的とする。</p> <p>(通学区域)</p> <p>第2条 大東市立小学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 大東市立中学校の通学区域は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この規則に定めるもののほか、大東市立の小学校及び中学校の通学区域に関し必要な事項は、教育長が定め</p>	<p>(新設)</p>

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

学校名	通学区域
大東市立南郷小学校	赤井二丁目及び三丁目、太子田一丁目から三丁目まで、氷野四丁目並びに南郷町
大東市立住道北小学校	幸町、深野南町、曙町、三住町、浜町、住道一丁目及び二丁目、赤井一丁目並びに谷川一丁目及び二丁目
大東市立住道南小学校	新町、栄和町、末広町、扇町、川中新町並びに大野一丁目及

	び二丁目
大東市立四条小学校	大字野崎、野崎一丁目から四丁目まで、大字龍間、大字寺川、寺川一丁目から五丁目まで、大字中垣内及び中垣内一丁目から六丁目まで
大東市立四条北小学校	北新町、明美の里町、北楠の里町、中楠の里町、南楠の里町、西楠の里町、津の辺町及び南津の辺町
大東市立深野小学校	平野屋新町、深野北一丁目から五丁目まで、深野一丁目から五丁目まで並びに緑が丘一丁目及び二丁目
大東市立北条小学校	大字北條、北条一丁目から七丁目まで、学園町及び錦町

大東市立氷野小学校	御領一丁目から四丁目まで、 氷野一丁目から三丁目まで及 び大東町
大東市立泉小学校	中垣内七丁目、平野屋一丁目 及び二丁目、南新田一丁目及 び二丁目、泉町一丁目及び二 丁目並びに御供田一丁目から 五丁目まで
大東市立諸福小学校	諸福一丁目から八丁目まで、 新田本町、新田東本町、新田西 町、新田中町、新田旭町、新田 北町及び新田境町
大東市立灰塚小学校	三洋町、朋来一丁目及び二丁 目並びに灰塚一丁目から六丁 目まで
大東市立三箇小学校	三箇一丁目から六丁目まで

別表第2（第2条関係）

学校名	通学区域
大東市立南郷中学校	赤井二丁目及び三丁目、太子田一丁目から三丁目まで、御領一丁目から四丁目まで、氷野一丁目から四丁目まで、大東町及び南郷町
大東市立住道中学校	中垣内七丁目、平野屋一丁目及び二丁目、南新田一丁目及び二丁目、泉町一丁目及び二丁目、御供田一丁目から五丁目まで、浜町、住道一丁目及び二丁目、新町、栄和町、末広町、扇町、川中新町、赤井一丁目並びに大野一丁目及び二丁目
大東市立四条中学校	大字野崎、野崎一丁目から四

	丁目まで、大字龍間、大字寺川、寺川一丁目から五丁目まで、大字中垣内及び中垣内一丁目から六丁目まで
大東市立深野中学校	北新町、明美の里町、北楠の里町、中楠の里町、南楠の里町、西楠の里町、津の辺町、南津の辺町、深野北一丁目から五丁目まで、深野二丁目から四丁目まで及び三箇四丁目から六丁目まで
大東市立北条中学校	大字北條、北条一丁目から七丁目まで、学園町及び錦町
大東市立谷川中学校	平野屋新町、幸町、深野南町、曙町、三住町、深野一丁目及び五丁目、緑が丘一丁目及び二

	丁目、谷川一丁目及び二丁目並びに三箇一丁目から三丁目まで
大東市立諸福中学校	諸福一丁目から八丁目まで、新田本町、新田東本町、新田西町、新田中町、新田旭町、新田北町及び新田境町
大東市立大東中学校	三洋町、朋来一丁目及び二丁目並びに灰塚一丁目から六丁目まで

8. 一般業務報告

1. 令和5年度大東市12月定例会議会一般質問の要旨について
2. 令和5年度家庭教育支援チームの活動の推進に係る文部科学大臣表彰の受賞について
3. 大東市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について

9. 会議録

水野教育長

定刻になりました。
開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

北本部長

本日の出席は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することを報告申し上げます。

水野教育長

報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から1月の教育委員会定例会を開催いたします。

水野教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

水野教育長

日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、太田委員によりお願いいたします。

水野教育長

次に、日程第2 教委議案第1号から、日程第4 教委議案第3号までにつきましては、大東市情報公開条例第6条第4号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思います。承認の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

水野教育長

ご異議なしと認めますので、それでは本件につきましては、非公開とさせていただきます。

【非公開】

水野教育長

それでは、教委議案第1号から第3号までの審議が終了しましたので、ただ今から定例会を公開とします。

水野教育長

それでは、日程第5 教委議案第4号 大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いいたします。

田中所長

教委議案第4号 大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について、提案理由及び提案内容をご説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページ及び新旧対照表をご覧ください。

まず、今回の改正は、大東市立北条青少年教育センターにおける施設の使用制限について、項目を追加いたします。

現在、北条青少年教育センターでは、水曜日と土曜日及び小・中学校の春・夏・冬の長期休暇の午後においては、施設の利用を大東市民

限定としております。また、その日を「だいとう day」と称していません。

昨年5月に開催されました北条青少年教育センター運営委員会におきまして、施設利用に関する取り決めである「だいとう day」に関して、法規的な裏づけがないなど、制度上の問題点や運用の在り方についてご意見をいただきました。

法規的判断を含め、時間をかけて検討し、条例施行規則に根拠を持たせ、具体的な内容については「内規」を制定することで、利用状況に応じ、一定の条件の下に柔軟に対応することとしました。

続きまして、改正する規則の内容につきまして、ご説明させていただきます。

「大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則(案)」をご覧ください。

現在の規則に、ご説明いたしました内容が反映されるよう、項目を加えたものでございます。

具体的には、規則の第4条に、第4条の2として『だいとう day』に関する使用制限ができる旨を加えます。

本市市民以外の施設使用により、条例第6条第3項にあります「センターの管理上支障となること」を防止するため、開館時間の一部において使用制限を可能とするものであります。

以上が、『大東市立青少年教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について』でございます。

なにとぞ、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

中野委員

背景があると思いますが、利用されている方は意外と他市の方も多いう認識なのか、本市の方が、何かそういうことをおっしゃられていたのかどちらのパターンですか。

田中所長

「だいとう day」が出来た背景について、ご説明します。

平成27年に当時の利用者が3万人を超え、他市市民の利用者が多くて大東市民が利用できない状況が続いていて、多数の不満がセンターに寄せられていました。大東市の施設なのになぜ大東市民が利用できないのか、などの苦情が寄せられていました。特に北条青少年教育センターの場所は大東市と四條畷市の境界付近に位置し、四條畷市民が団体で利用することがとても多く、困っていました。そこで特定の日利用を制限することで大東市民が利用できるようにしました。現在は、他市市民からの不満もなく浸透しているところです。

水野教育長

他はいかがでしょうか。

では私から1点なのですが、北条青少年教育センターにおいては四條畷市が市境ということで、ご利用があるということですが、野崎青少年教育センターではこのような状況は特にないでしょうか。

前島所長

野崎青少年教育センターにつきましてですが、立地的な部分で今回

の北条でお話が上がっているような状況というのはございません。

新規の登録者数を参考まで申し上げますと、昨年一年ですと新規の登録者が192名おりました、そのうち市外からの新規登録は5名でした。

今年度につきましても12月までの数字でいきますと、新規登録126名、他市からの登録は2名というような形で、大体の%でいうと2~3%ぐらいのご利用です。特段他市の利用者が多いということで、本市の利用者が困るような状況は現在のところは起きておりません。

水野教育長

他市の方はどういうニーズで登録されるのですか。

前島所長

やはり友人関係で、多いのが高校生です。友人関係が広がり、「ここにこういう場所があるよ」ということで、例えばこの近接します四條畷・東大阪・門真・寝屋川、この辺りのところから時折ご登録される高校生あるいは中学生もいらっしゃいます

水野教育長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。
無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

水野教育長

賛成全員により可決しました。

次に、日程第6 教委議案第5号 大東市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則について、提案理由の説明をお願いいたします。

有東課長

教委議案第5号、『大東市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則について』の制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

これまで本市におきまして、就学予定者の就学すべき小学校、又は中学校の指定を行うにあたり、通学区域、いわゆる校区につきましましては、事務決裁に基づき、指定してきたところでございます。

現在、設置を進めております「(仮称)大東市立ほうじょう学園」におきましては、通学区特認校制を採用し、大東市内全域から校区によらず通学することを可能とする予定でございます。これまでとは異なる通学区域に関する取扱いを行うことに先立ち、現時点の通学区域について法制化し、定めることにより、判断基準を明確化することを目的として定めるものでございます。

内容につきましては、規則案 別表第1、別表第2にございまして、従来同様、小学校・中学校の通学区域を明示するものであり、これまでの校区に関する取扱いと変わるものではございません。

施行日につきましては、公布の日でございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

無いようでしたら、この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

【挙手全員】

水野教育長

賛成全員により可決しました。
以上で本日の教委議案を終わります。

・・・・日程第7 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・

①令和5年度大東市12月定例会議会一般質問の要旨について
⇒12月定例会議会における一般質問要旨についての概要報告。教育関連の質問は、9議員から17項目。

質問

・光城議員の質問にあるショートニングとは何か。
⇒ショートニングは、主にパンの原料の一つで、生地を柔らかくする効果があります。その中に含まれるトランス脂肪酸が、摂取しすぎると健康を害する恐れがあるため、諸外国においては規制がされていますが、日本人の食生活においてはその摂取量が非常に低いことから、日本で特段規制はされていません。本市の学校給食のパンについてはショートニングにおけるトランス脂肪酸の含有量は極めて低いものを使っておりますので、安全性については担保されていると回答しました。

・教育支援センター「ボイス」のソフト面の拡充とは。
⇒一昨年、静かに過ごせる部屋、元気に活動できる部屋というテーマを設定しましたが、その中でのプログラムを充実させるというのがソフト面です。また、仲間と一緒にeスポーツを楽しむ等の活動もソフト面の充実の一つと考えています。

②令和5年度家庭教育支援チームの活動の推進に係る文部科学大臣表彰の受賞について
⇒地域における家庭教育支援活動の推進を図ることを目的に、全国の「家庭教育支援チーム」の中から、特色ある優れた活動を行っている「家庭教育支援チーム」に対し、その功績をたたえ文部科学大臣が行う表彰です。本市のこれまでの家庭教育支援の取り組みが評価されて受賞されました。

③大東市学校給食費に関する規則の一部を改正する規則について
⇒物価高騰に対する経済的負担軽減策として、令和5年度の1学期に続き、3学期間の公立小・中学校の児童生徒の給食費を無償化するにあたり改正するものです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

各教育委員からの意見等について
・時代の変化が目まぐるしい中、教育行政の難しさを感じているが、

健康に気をつけ、希望をもって一緒に前に進んでいきたいと思う。
・仕事力と人間力について。仕事力とは与えられた環境で自ら考えて遂行できる力であり、人間力は感謝力のこと。社会ではこの両方を身につける必要である。子どもが考えるチャンスを多く作り、日々小さなことでも人への感謝を習慣づけることが大切である。
・怒りや自分の思い通りにならないことが重なって疲れていると、うっかり何かを忘れてしまうことがあるので気をつけないといけない。
・人を叱ると反発を招く。今は「叱る」より「諭す」指導をしていかなければ受け入れられないと思う。

水野教育長

以上をもちまして、1月定例会を終了といたします。
どうもありがとうございました。

以上

令和6年2月5日

水野教育長

太田委員